

# 申 込 確 認 書

## 1 申込み

- (1) 申込者 1 人につき、1 区画の申込みとなります。
- (2) 申込みの前に必ず現地をご確認ください。

## 2 土地の引渡し

- (1) 宅地の引渡しは、契約時の状態のまま、契約代金の全額納入後に引き渡します。市が手を入れる（改良する）ことはありません。
- (2) 宅地の引渡しは、市長の指定する職員と譲受人双方立会いのうえで行い、当該引渡しの際に宅地の引渡証明書をそれぞれ 1 通保有するものとします。
- (3) 宅地は、草刈りなどの土地（空石積など土地の附加物含む）の管理、境界杭の管理をしていただきます。境界杭は、動かさないようにしてください。境界杭を動かした場合は、自己負担にて復元していただきます。
- (4) 各区画に含まれるもの【募集案内書（分譲宅地図）参照】
  - No.① 西側(河川側)の空石積、土のう積み、電柱
  - No.③ 西側(河川側)と南側の空石積※空石積の築造年月日は不明です。水抜きはないので、過去に土が抜けて穴が開いたことがあります。現状引渡しとなります。石積みの修繕等は、譲受人の負担となります。  
※No.①、③の区画は、「愛知県建築基準条例第 8 条がけ附近の建築物（がけ条例）」により、建築物との間にそのがけの高さの 2 倍以上の水平距離が必要です。（ただし、平成 12 年愛知県告示第 899 号の安全上の支障のない場合に該当するときを除く）
- (5) 西側(空石積付近)の地中は、コンクリート等の埋設物が発見されていますが、当該埋設物は撤去済みです。
- (6) 試掘は、埋設物確認のため造成地内 5 カ所について深さ約 70cm にて行った結果、埋設物は見つかりませんでした。試掘後は、何度も転圧を行っております。希望者には、試掘箇所をお知らせします。

## 3 その他

- (1) 各々の建築計画に伴うハウスメーカー等の地盤調査結果により、杭基礎・地盤改良等の補強工事等が必要になる場合があります。そのような場合の費用は、譲受人の負担となります。また、上水道の引込みに関する工事費、電気などの引込み工事等の一切の費用は、譲受人の負担となります。
- (2) 分譲宅地を担保にして金融機関から融資を受ける場合は、あらかじめ金融機関の事前審査を受け、確実に契約代金の納入期限を守ってください。
- (3) その他、募集案内書の内容を確認してください。

上記事項を確認し、了承したので申し込みます。

令和      年      月      日

申込者 \_\_\_\_\_